千葉県教育委員会会議議事録

令和元年度第4回会議(定例会)

1 期 日 令和元年7月17日(水)

開会 午前10時30分 閉会 午前11時23分

2 教育長及び出席委員

教育長 澤川 和宏 委 員 佐藤 眞理 井出 元 岡本 毅

3 出席職員

教 育 次 長 吉野美砂子

企画管理部

画管 理 企 部 長 新二 山口 企 画 管 理 部 次 長 吉野 光好 育 総 務 課 長 藤谷 誠 企画管理部副参事兼教育総務課 人事給与室長 冨岡 健治 教 育 政 策 長 岩﨑 雅夫 企画管理部副参事兼 教育政策課高校改革推進室長 一揮 酒匂 財 務 課 長 榊田 善啓 育 施 設 長 教 課 西原 正男 福 利 課 長 梅島 好美

教育振興部

教 育 振 興 部 長 大野 英彦 学 校 危機管 理 監 中村 敏行 教 育 振 興 部 次 長 風間 慎吾 学 課 生 涯 習 長 古泉 弘志 学 習 指 導 課 長 内田 淳一 児 生 課 長 中西 健 童 徒 特別支援教育課長 酒井 昌史 教 職 員 課 長 浅尾 智康 教育振興部副参 事 吉本 明広 学校安全保健課 長 日根野達也 長 化財 文 大森けい子 育 長 体 課 加藤 俊文 教育振興部副参事兼体育課ちば アクアラインマラソン準備室長 赤池 正好

企画管理部

教育政策課主幹兼教育広報室長 榊原 正策財 務 課 予 算 班 長 北﨑 行雄

教育振興部

生涯学習課主幹兼社会教育振興室長 田中 憲生 同新県立図書館建設準備班長 奈良伸一郎 大森 明香 学習指導課主幹兼学力向上室長 本宮 照久 主席指導主事 稲川 一男 同 菅原 大介 指導主事 教職員課主幹兼管理室長 細川 義浩 主席管理主事 同 増田武一郎 同 管理主事 池田 淳一 同 管理主事 南 暁男 文 化 財 髙梨 俊夫 課副課長 同 指定文化財班長 四柳 隆 体育課主幹兼スポーツ推進室長 都丸 輝信 同 指導主事兼オリンピック・パラリン ピックアスリート強化・支援班長 柳橋 宏昭

事務局

企画管理部隊育総務課主幹兼委員会室長 神子 純一 同 主幹兼文書・情報室長 大野 光紀 同 委員会室副主幹 初芝 亨 司 主査 今井 清人 戸 副主査 稲田 敏志

4 教育長開会宣告

令和元年7月8日に、京谷和幸氏が任期満了のため退任し、7月9日付けで、貞廣斎子氏と 花岡伸和氏が就任したことを教育長が報告した。

- 5 署名人の指名 井出 元 委員
- 6 令和元年度第3回教育委員会会議(定例会)議事録の承認
- 7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、請願第1号の請願1件、第17号議案から第20号議案の議案4件、報告1及び報告2の報告2件である。

第18号議案から第20号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、 人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 審議事項

請願第1号 転入学に係る請願

【澤川教育長】

請願の1ページを御覧いただきたい。本年4月16日に受理した「転入学に係る請願」への対応について説明する。請願2ページを御覧いただきたい。本請願は、高等学校の「転入学に関する条件を変更すること」、及び、「明示すること」を求めている。

「転入学の条件の変更」については、2つを求めている。

- (1) 一家転住及びこれに準ずる場合に限るという従来の条件を変更し、その他の事情も考慮 して受け入れること。
- (2) 保護者の同居を条件とせず、その他の事情も考慮して受け入れること。

「明示すること」については、

(3)にある変更した内容を各校に通知するとともにWebページなどで公開することを求めている。

「転学の条件の変更」については、県教育委員会学習指導課では、昭和59年の学校教育法施行規則の一部改正、及びこれまでの文部省初等中等教育局長通知などを踏まえ、保護者の転勤や転居等の場合に加え、それ以外についても、個々の事情により転入学が必要と認められる場合には、柔軟に対応するよう繰り返し指導している。平成31年1月にも、県教育委員会から「転入学者及び編入学者の受入れ推進のための定員の弾力的運用等について」の通知で、教育上支障のない場合に転入学試験を実施するよう指導している。これらの指導を受けて、学校においては、転勤や転居以外の場合にも柔軟に転入学試験を実施し、受け入れている。よって、請願として付議しない場合の条件である「請願を受ける以前からすでに取り組んでいる場合」に該当することから、取扱いについて検討した結果、請願の可否としてお諮りしないこととする。次に「明示すること」については、請願内容として県の取組を示す内容と思われるため、請願の可否をお諮りする。担当課長から説明をお願いする。

【学習指導課長】

請願資料2ページを御覧いただきたい。県教育委員会のWebページに掲載していた転学の条件である。ここでは、転学の条件として、「転学は、原則として、保護者の転勤又は転居した場合等により、在籍校に通学できなくなる生徒が対象となります。」としていたが、保護者の転勤又は転居以外の条件について、県民に対して十分わかりやすく、丁寧なものであったとは言いきれない表現となっていた。また、各県立高等学校が独自に開設しているWebページにおいては、いくつかの学校で、転学の条件、実施予定などを掲載している学校があり、その内容を確認したところ、一家転住以外の事由においても転入学試験を実施はしているものの、転入学の条件を、「転居及びそれに準ずる場合に限る」として掲載している学校や県のWebページ同様、「原則として一家転住等」とする旨の記載をしている学校もあった。転学の条件の正しい表現としては、「転入学試験は、保護者の転勤又は転居した場合等により在籍校に通学できなくなる生徒、及び個別の事情により転学が適切である生徒を対象に、教育上支障のない場合に実施します。」であり、これが県民に正しく伝わっていないおそれがあると考えている。これらの状況を踏まえ、「転入学に関する条件を明示すること」について採択すべきかどうか、御審議をお願いしたい。

【佐藤教育長職務代理者】

子どもたちの事情は様々であり、中には親にも相談できない場合もあると考えられるので、 わかりやすく明示することは大切である。

【岡本委員】

明示することは、しっかり取り組んでもらいたい。条件の変更については、実質的には変えていたことで付議しないということだが、その理由を請願者にお知らせするのが、親切であると思う。

【澤川教育長】

請願が、3つあり、前半の部分は、これまで対応しているが、明示する部分については、対応が必ずしも十分ではなかったので、まさにお諮りしている。そこは、しっかりと請願者に伝えたい。

【澤川教育長】

請願第1号「明示すること」について、挙手により採決する。採択することに賛成の方は、 挙手をお願いする。

(全員挙手)

【澤川教育長】

挙手全員ということで、請願第1号「明示すること」については、採択と決定する。

第17号議案 「新千葉県立図書館等複合施設基本計画」について

【生涯学習課長】

議案資料1-1ページを御覧いただきたい。去る6月26日の教育委員会会議において報告したが、この計画の原案については、6月11日に報道発表し、6月12日から7月2日までの日程で広く県民への意見募集を行った。パブリックコメントが終わり、33名の県民と2つの団体の皆様から58件の貴重な御意見をいただいた。意見の内容としては、1館集約など施設設備の方向性に関する意見が34件、新県立図書館の立地条件に関する意見が11件、サービスなどに関する意見が11件、早期の施設整備を求める意見が2件であった。また、パブリックコメントと同時に、54市町村と学校図書館関係の教育団体2団体に意見聴取を行い、14市町と2団体から意見をいただいた。全ての御意見の内容を精査したところ、基本計画に大きく影響する点はなく、議案資料1-2ページのとおり、字句の修正や表現の見直しを行い、成案とすることとした。今後は、頂戴した意見も踏まえ、本計画に基づき、県立図書館等複合施設を「知の拠点」として整備し、「文化情報資源の集積と活用を通じて、知の創造と循環を生み出し、光り輝く千葉県の実現に貢献する」という基本理念の実現に向けて、取り組んでいく。議案資料1-3ページを御覧いただきたい。図書館と文書館の複合施設であることから、この計画は県と教育委員会の連名になる。本日御審議いただき、可決いただけたら、続けて知事と協議を行い、同意を得て、策定の運びとなる。

【井出委員】

パブリックコメントでは、例えばどのような意見があったか。

【生涯学習課長】

施設整備の方向性に関する意見が34件で、うち、1館集約に関する意見が22件であった。 現在の3館体制から1館に機能集約することにつき、西部、東部図書館の行く末を憂えるよう なものである。新県立図書館の立地条件に関する意見が11件で、うち、環境保全に関する意 見が6件であった。建設予定地は梅などが市民に親しまれている場所で、樹木に関して心配の 声もある、近隣住民との意見交換の機会も取り入れてほしいといったものである。新県立図書 館のサービスなどに関する意見が同じく11件で、うち、専門職員の配置に関する意見が6件 であった。知の拠点を演出する専門家集団の編成(司書・アーキビスト・学芸員等の専門性向 上とチーム構成)はとても重要なので、最大限の充実をしてほしいといったものである。

【澤川教育長】

意見とそれに対する県の考え方は、ホームページ等で公表するのか。

【生涯学習課長】

計画公表時に、ホームページで公表する。

【澤川教育長】

今後の手続きについて確認すると、本日可決してもまだ案で、知事協議の後、策定ということでよいか。

【生涯学習課長】

そのとおりである。

【澤川教育長】

第17号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第17号議案は、原案どおり可決する。

報告1 史跡の新指定及び追加指定について

【文化財課長】

報告資料は1~6ページになる。国の文化審議会は、令和元年6月21日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、香取市に所在する「下総佐倉油田牧跡」、及び酒々井町に所在する「墨古沢遺跡」を史跡に指定することを文部科学大臣に答申した。報告資料の4ページを御覧いただきたい。「下総佐倉油田牧跡」は、乗用馬等の養成のために江戸幕府が直轄で経営した牧の一つで、外周を囲む野馬除土手や内部を仕切る勢子土手等の遺構がよく残っている。放牧した馬を集める野馬込も、近世の絵図とほとんど変わらない状況で残っており、近世における牧の様相を知る上で貴重な遺跡である。報告資料5ページを御覧いただきたい。「墨古沢遺跡」は、日本列島の後期旧石器文化前半期を特徴づける、約3万4千年前の環状ブロック群で、その規模は南北約70m、東西約60mと日本最大級である。石器の組成や石材からは、多様な石器を製作し、遠方の集団とも交流したことがわかり、当時の人類社会の在り方を知る上で重要な遺跡である。また、あわせて、報告資料6ページの富津市に所在する史跡「内裏塚古墳」のうち、周濠の一部を追加指定する旨の答申もなされた。「内裏塚古墳」は5世紀中葉に築造された、全長185mと南関東最大の前方後円墳である。これら3件については、官報告示を持って正式に指定されることとなる。指定されると、報告資料2~3ページにあるように県内に所在する国指定史跡は、特別史跡1件を含めて30件となる。

【澤川教育長】

下総佐倉油田牧跡に関連して、近世の牧跡について、県内の状況はどうなっているか。

【文化財課長】

千葉県内には、東葛飾地区の小金牧、北総地区の佐倉牧、安房地区の嶺岡牧の3つのグループがあり、牧を構成した野馬土手や捕込等の遺構は22市町にわたって分布している。

【澤川教育長】

県内で史跡となっているのは、鎌ケ谷市の下総小金中野牧とあわせて2件でよろしいか。全 国的にはどうか。

【文化財課長】

県内では今回が2件目の指定である。他県では近世の牧跡の史跡指定の例はない。

【澤川教育長】

千葉県特有の遺跡ということで、保存活用されることを期待したい。墨古沢遺跡の図面にある放射状のラインは何を示しているのか。

【文化財課担当職員】

発掘調査時に掘削したトレンチ(試掘坑)を示している。

【井出委員】

墨古沢遺跡からの出土品はどのようになっているか。また、どのくらいの石器が出土しているのか。

【文化財課担当職員】

出土した石器は酒々井町教育委員会が保管している。出土石器の数は、約3,500点である。

【澤川教育長】

酒々井町教育委員会による研究が進んで、県民に周知されることを期待したい。

報告1は終了。

報告2 東京オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援事業指定証授与式・特別講演会の開催について

【体育課長】

報告資料7ページを御覧いただきたい。7月10日に、ホテルポートプラザちばにおいて、強化指定選手の意識の高揚を図ることを目的として、特別講演会及び強化指定証授与式を開催した。まず、特別講演会として、ロンドンオリンピック、サッカー男子・日本代表監督の関塚隆氏から「ひとりひとりの夢、そして、その先へ!」~"人間力"の大切さ~という演題で御講演をいただいた。次に、強化指定証授与式では、滝川副知事から代表選手に対し強化指定証を授与した後、代表選手が宣誓を行い、続いて、滝川副知事による激励の言葉、阿井県議会議長による来賓挨拶の後、出席者全員で写真撮影を行った。来年に迫った東京オリンピック・パラリンピックに一人でも多くの千葉県ゆかりの選手が出場し、県民に夢と感動を与えられるよう、引き続き支援していく。

【澤川教育長】

これで、指定選手は全てなのか。それとも、今後、追加の指定はしていくのか。

【体育課長】

今年度は、年度途中での追加指定を認めていくことを加えた。ただいま、各競技団体から、 4月以降に急成長を見せ、基準を満たした選手があげられてきている。現在、追加の指定の準備をしているところである。

【澤川教育長】

アスリートの更なる活躍を期待し、引き続き支援をお願いしたい。

報告2は終了。

教育長報告 令和元年6月定例県議会の概要について

【澤川教育長】

資料「令和元年6月定例県議会報告」を御覧いただきたい。はじめに、議案についてだが、 教育委員会関係は、資料1ページ、2ページのとおり、議案第1号「令和元年度千葉県一般会 計補正予算」が提案され、原案どおり可決された。

次に、本会議における代表質問及び一般質問についてだが、働き方改革や講師不足の改善、障害者雇用、特別支援教育支援員に関する質問など40件の質問があった。詳細は、資料3ページ~5ページの「令和元年6月定例県議会「本会議」質問項目一覧表(教育関係)」のとおりである。このうち、主なものについて、その内容を紹介する。

3ページ、No.7を御覧いただきたい。「スクール・サポート・スタッフの配置についてはど うか。」との質問には、「配置校から大変好評であり、多くの要望があったことから、今年度 は、小中学校110校、県立特別支援学校10校の計120校へ大幅に拡充した。今後は、ど のような業務を、どのように行うことが効果的かを把握し、好事例を全県で共有するなど、更 なる活用に取り組んでいく。」と答弁をした。No.8の「教員採用にあたり、優秀な人材の確保 のためにどのような募集を行っているか。」との質問には、「受験資格からの年齢制限撤廃や、 民間企業での実務経験のある方、英語の能力に特に秀でた方などを対象とした特別選考を行う ほか、東北・北陸など県外3会場で1次選考の実施といった工夫をしている。また、千葉県の 教員として働くことの魅力を発信するための説明会を、今年度は約140回開催するとともに、 現役高校生を対象とした出前講座も実施している。」と答弁をした。 4ページ、No. 25の「小 学校におけるプログラミング教育や英語教育等、専門の知識が必要な授業に対しては、どのよ うな対応をしているのか。」との質問には、「新学習指導要領の全面実施に向け、新たに加わ った学習内容に係る研修会を計画的に開催している。英語教育については、6年間かけて、全 ての小学校にリーダー教員を配置してきた。プログラミング教育については、3年間かけて約 1,100名の教員に対し、プログラミングの実践的指導力に関する研修を実施している。」 と答弁をした。5ページ、No.34の「自衛のための防犯教育をどのように推進していくのか。」 との質問には、「本年3月に文部科学省が改訂した学校向け安全資料では、防犯指導として、 大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げる、緊急の際の避難場所となる「子供110番の家」 等の役割や場所について事前に周知するなどの具体的方策が、挙げられている。現行の県の「安 全管理の手引」をできるだけ速やかに改訂し、管理職や教員を対象とした研修を通して周知を 図るとともに、警察と連携しながら、防犯教育の充実を図っていく。」と答弁をした。

次に、文教常任委員会における質問についてだが、資料6ページの「令和元年6月定例県議会文教常任委員会委員長報告」を御覧いただきたい。このうち、主なものについて紹介すると、議案第1号関連では、虐待対応の強化に向けた非常勤講師の加配について、当面する諸問題については、スクール・サポート・スタッフの効果や、新県立図書館などに関する質問などがあった。本議会における質問等の詳細については、「千葉県議会時報」等の資料により、随時、情報提供をしていく。

教育長報告 全国都道府県教育委員会連合会令和元年度第1回総会について

【澤川教育長】

7月8日から9日の2日間、高知県高知市で開催された「全国都道府県教育委員会連合会令和元年度第1回総会」に佐藤教育長職務代理者と私が参加した。初日は、東京学芸大学教育学部の高橋純准教授からの「学校教育におけるICT活用」講演の他、議事をこなした。2日目は、分科会に分かれ、様々な意見交換を行った。私が参加した分科会では、学校における働き方改革と、ICTを活用した学校教育のテーマで意見交換を行った。学校における働き方改革についてでは、各県におけるガイドラインの策定状況や運動部活動の見直しの実態や、独自に開発したシステムを利用した勤務実態の把握の取組例の報告があった。ICTを活用した学校教育に関連して、ICT整備にあたる予算確保、整備後の成果をどう見せるかが課題であるといった意見があった他、それぞれの県の実態について情報交換を行った。2日目の午後はオー

テピア (新図書館等複合施設) を視察した。従前は高知県と高知市でそれぞれ図書館を運営していたが、両図書館の移転・共同運営により2018年7月24日に開館した。複合施設として、高知声と点字の図書館があり、活字図書での読書が困難な方への情報提供の拠点施設として、環境が整えてあった。新千葉県立図書館等複合施設基本計画への充実強化に示唆を得た。

【佐藤教育長職務代理者】

教育委員の協議会研修として、文部科学省の田村真一参事官から「普通科高校の魅力化について」の講演があった。その中で、現在の高校生の現状分析と理解、今後についての話があった。高校学習指導要領のねらいや高大接続の改革、文系理系に早くから分かれてしまうことの問題点等について詳しく説明があった。その後、東京学芸大学髙橋准教授の「学校教育におけるICT活用」の講演を、澤川教育長と一緒に実習を交えながら受けた。ICT活用のレベルは、世界各国と比べると日本はかなり低い現状だと聞いた。また、各県レベルでも差が大きく、今後、千葉県でも子供たちの未来に向けて協議していく必要があると感じた。2日目は、学校における働き方改革と不登校対策についての分科会に参加した。学校における働き方改革については、スクール・サポート・スタッフの配置により、教材研究の時間が増えたという意見があった。多く見られた。また、働き方改革の実現に向け、保護者の理解が不可欠であり、保護者への広報がさらに必要ではないかという意見があった。不登校については、どの県も増えていること、様々な要因によって不登校となっていることから、居場所の提供を増やすことや、一つの解決策はなくその子に応じた解決策で支援していくことが大切であるという意見があった。

教育長報告は終了。

<傍聴・報道 退出>

第18号議案 千葉県図書館協議会委員の任命について

【生涯学習課】

議案資料2-1ページを御覧いただきたい。本議案は、委員の任期が本年7月21日で満了 となるため、新たに委員の任命を行おうとするものである。この協議会は、図書館法及び教育 機関設置条例の規定により設置され、図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図 書館の行う図書館奉仕について意見を述べる機関である。委員の定数は10名以内、任期は2 年であり、学校教育、社会教育、家庭教育の関係者や学識経験者から県教育委員会が任命する ことになっている。続いて、議案資料2-2ページ「千葉県図書館協議会委員候補者名簿」を 御覧いただきたい。今回は、10名のうち5名の委員を再任とし、新たに5名の委員を候補者 としている。新任の候補者について、説明する。まず、名簿番号2番の学校教育関係者である。 学校図書館との連携・協力の必要性から、千葉県立八千代東高等学校校長で千葉県高等学校教 育研究会学校図書館部会会長の塚田高一郎さんを選考しようとしている。続いて、名簿番号4 番、5番の社会教育関係者である。公民館との連携・協力の必要性から、柏市中央公民館長で 千葉県公民館連絡協議会副会長の坂口園子さん、市町村立図書館との連携・協力の必要性から 四街道市立図書館長で千葉県公共図書館協会監査役の小野日実子さんを候補としている。続い て、名簿番号6番、7番の家庭教育関係者である。保護者の意見をいただくため、千葉県PT A連絡協議会本部役員の矢口盛明さん、千葉県特別支援学校PTA連合会長の名嘉圭子さんを 選考しようとしている。以上、5名の新任の方のほか、大久保一さん、小泉卓史さん、佐藤宗 子さん、竹内比呂也さん、髙石卓さんについては、それぞれの立場や専門性を活かし、県立図 書館の運営に係る有益な御意見をいただけていることから、再任として候補とした。なお、女 性の委員候補者は4名で、構成比率は40%となっている。任期については、令和元年7月 22日から令和3年7月21日までの2年間となる。

【澤川教育長】

団体役員等に依頼する場合、任期途中で役員等を退任された場合にはどうするのか。

【生涯学習課担当職員】

任期満了まで継続していただく。

【澤川教育長】

第18号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者·委員】

よい。

【澤川教育長】

第18号議案は、原案どおり可決する。

第19号議案 学校職員の懲戒処分について

第20号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告